

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部総務課】 2
- 特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 5

北九州市公告第495号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和5年3月1日から令和12年2月28日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市総務局総務部総務課管理第二係

イ 期間 この公告の日から令和4年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和4年7月20日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年7月22日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市総務局総務部総務課管理第二係に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 令和4年7月25日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部総務課管理第二係

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 1 9 7

北九州市公告第496号

北九州市において計量法（平成4年法律第51号）第20条に定める特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請を次のとおり受け付ける。

令和4年7月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 受付期間

令和4年8月1日から同月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

2 受付場所

北九州市小倉北区親和町6番2号
北九州市計量検査所

3 提出書類

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号）第1条に基づく関係書類